

こ放第 1191 号
令和 2 年 3 月 2 日

放課後キッズクラブ
はまっ子ふれあいスクール 運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての対応について（通知）
<新型コロナウイルス感染症関連通知 その7>

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する学校の臨時休校に伴う対応について、各運営主体から本市に問い合わせが多い質問への回答を、別添 1 の F A Q にまとめましたので、お知らせします。

今後、お問い合わせが多い項目については、F A Q を更新していく予定ですので、よろしくをお願いします。

また、令和 2 年 3 月 2 日に、教育委員会事務局が、学校長に向けて、「小中学校、義務教育学校における緊急受入れの実施について」を発出していますので、別添 2 の通知をご確認ください。

<添付資料>

別添 1：事業所向け F A Q（放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール）

別添 2：小中学校、義務教育学校における緊急受入れの実施について（令和 2 年 3 月 2 日 教小企第 4442 号）

こども青少年局放課後児童育成課

担当：大岩、荻野・竹内（放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール）

TEL：671-4068・671-4152

【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

別添 1

	質問	回答	通知日
1	感染予防の観点からの広さの基準は示されるのか。	現時点では、国から具体的な基準などは示されていませんが、手を伸ばすと届く距離で、会話を続けるなどの濃厚接触は避けるなど、感染症予防を徹底していただくようお願いします。	3月2日
2	校庭や体育館を使って活動して良いのか。	現時点で国から具体的な基準などは示されていません。現時点では、学校での「緊急受入れ」の状況等を勘案し、校庭・体育館の利用等について学校にも相談をした上で対応をしてください。	3月2日
3	子どもが体調不良でも体温が37.5度以上なければ、キッズクラブを利用できるのか。	子どもの体温を問わず、体調不良(発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等)の場合、受入れはできません。	3月2日
4	高学年を受け入れるために、クラブごとの判断で朝から開所することは可能か。	現時点では、学校の一斉臨時休業期間中は、市内全ての小学校の開所時間を学校による「緊急受入れ」の終了後からとさせていただきますので、朝から開所することは行わないようにしてください。	3月2日
5	土曜日の利用時間と利用対象は。	キッズクラブ：開所時間は8時30分から、利用できる児童は区分2登録児童 はまっ子：開所時間は9時から、利用できる児童は留守家庭児童等であることが確認できる児童	3月2日
6	利用者が誰もいない場合、閉所してよいのか。	利用希望をとって、利用希望者がいない場合は、閉所していただいて差し支えありませんが、利用者から希望があった場合に、開所できる体制を整えておいてください。	3月2日
7	利用区分変更申込書は利用当日までに提出が必要なのか。	申請があった児童を確認するためにも、利用にあたっては、(区分変更の場合)利用区分変更申込書、(新規登録の場合)利用申込書の提出を必要とします。留守家庭児童等であることの証明書(就労証明等)は後日の提出でも可とします。	3月2日
8	区分変更の申請に必要な就労証明書は、すでに提出いただいている場合も、新たに提出してもらう必要があるのか。また、今回、提出してもらった証明書を新年度の利用申請の添付資料として活用してよいのか。	保護者が就労していることが確認できる資料を既に入手している場合は、新たに求める必要はありません。また、次年度の申請用に新たに提出していただく必要はありません。柔軟に対応してください。	3月2日

【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
9	職員のマスク着用は必須か。手に入らない場合はどうすればよいのか。	できればマスク着用をお願いします。入手できない場合などでも、感染症予防対策として、咳エチケットに努めるとともに、職員の手洗い、うがい等の徹底を行った上で、児童の受入を行ってください。	3月2日
10	児童のお迎えの対応には変更があるのか。	通常通り、キッズクラブの一斉下校後以降はお迎えは必要です。一斉臨時休業期間中は区分2のみの預かりのため、一斉下校前の下校は想定していませんが、学校の対応に準じて、保護者のお迎え等、通常より安全面に配慮した対応としてください。	3月2日
11	「緊急受入れ」の対象児童を個別級以外は低学年としているのはなぜか。	臨時休業期間中に各家庭において、児童だけで過ごすことに不安を感じる保護者が多いと考えますが、休業の趣旨である「多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える」ということを踏まえて、低学年児童の確実な受入れが最優先であると判断しています。	3月2日
12	「緊急受入れ」は、何時までか、またどのように児童は過ごすのか	各学校での受入れについては、3月2日付で教育委員会から学校あてに通知が出ていますが、各学校の通常の課業時間において実施します。小学校においては原則として14時30分までとしています。緊急受入れでは、課題の学習や読書など、教師の見守りのもとで安全に活動に取り組むこととしています。	3月2日
13	受入れ時間について、学校から要請された場合、お昼（午後0時）から受入れないといけないのか。	教育委員会が学校長あてに通知した内容では、実施時間は、「各学校の通常の課業時間に準ずる」としており、「小学校においては、14時30分までを原則とするが、放課後事業と調整の上、学校の状況に応じて柔軟に設定する」としています。そのため、キッズクラブでの受入については、原則としている14時30分からとなることを学校に伝えてください。学校との調整がつかない場合には、放課後児童育成課にご連絡ください。	3月2日
14	「緊急受入れ」の対象ではない（4年生以上）が、家で一人で留守番をさせるのが不安なため、朝から預かってほしい。	「緊急受入れ」は、学校等の一斉臨時休業期間中の緊急的な対応として実施するものであり、感染拡大防止の観点で実施しているため、ご了承ください。	3月2日
15	私立・国立小学校に通学する児童かつ区分2登録児童は利用できるのか	14時30分から利用できます。 (はまっ子も準じる)	3月2日

【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
16	【キッズのみ】区分2登録児童数が増えたため、面積基準が満たせなくなる場合は、どのように対応すればよいのか。	新たな活動場所を学校と調整しますので、そのような事態が見込まれる時は、放課後児童育成課までご連絡ください。	3月2日
17	【キッズのみ】区分1から区分2への変更希望者について、希望人数が多くなり、単位が増加し職員の不足が不安である。職員の人数について、柔軟な対応は可能なのか。	一斉臨時休校期間中の職員配置については、利用区分1（放課後子供教室）は受入れを行わないため、横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱の別表1に定める職員最低配置基準ではなく、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第2項（支援単位ごとに2人以上の配置）を満たして、運営を行ってください。	3月2日
18	【キッズのみ】区分2定員増により、単位2になった場合、職員数が約2倍になるが、職員配置はどのような解釈になるか。	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第2項（支援単位ごとに2人以上の配置）を満たして運営を行ってください。	3月2日
19	【キッズのみ】一時利用はできないのか。	一斉臨時休校期間中においては、留守家庭児童等の受入とするため、利用する場合には、区分2への登録をお願いします。ただし、2月28日の通知以前に既に一時利用の予約があった場合には、利用者に必要性を確認した上で受入れることは可能です。	3月2日
20	【キッズのみ】現在、登録しておらず利用をしていない場合、区分2への申し込みは可能かどうか。	可能です。ただし、区分2の利用料の他、傷害見舞金制度（500円）を負担していただく必要があります。	3月2日
21	【キッズのみ】区分2に登録している低学年児童は「緊急受入れ」を利用しなければならないのか。	「緊急受入れ」を利用していなくても、区分2登録をしていれば、放課後キッズクラブを利用することができますが、登下校時は安全面を考え、できるだけ一人で登下校しないよう、保護者へ伝えてください。	3月2日

【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
22	【キッズのみ】キッズを利用するのに、なぜ区分を変更しなければならないのか。5,000円の利用料は必要か。	一斉臨時休業期間中は、保護者が就労等で不在にしている、留守家庭児童等を対象として受け入れを行っているため、留守家庭児童等を対象としている区分2への登録をお願いします。	3月2日
23	【キッズのみ】他の民間学童のお迎えのみで利用する区分1の児童については利用できますか。	区分2への登録が必要になります。	3月2日